

○財務省告示第五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年十二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年一月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（十年）（第三百四十五回）

二 発行の根拠

の法律及びその
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九

三 振替法の適

用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非

六

発

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入

込 募 各 割 各 当 も 各
み 限 国 り 申 申 の 申
の 度 債 当 込 る 。 から 込
応 募 の 額 場 特 。 募 額 案 分 により
額 範囲 割 内 参加 者 ごと の 申
を 割 り 当 て る 。 各 申

五

方 募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で 競 競
入 場 も 加 、 た 価 国 定 特 あ 争 争
札 特 の 者 財 後 格 債 め 別 っ 争 入
発 別 によ と 務 に 競 争 市 る 参 っ 入
行 加 参 行 大 行 争 入 札 特 の 者 財 同 行
「 と 者 行 臣 が 入 札 の 募 額 行 一 と
い 第 以 限 各 入 札 の 募 額 行 一 と
う 二 下 額 国 債 市 場 特 別 行 一 とい
。 非 一 国 債 債 債 債 債 債 債 債 債 債
格 国 債 債 債 債 債 債 債 債 債 債 債
競 債 債 債 債 債 債 債 債 債 債 債

十
三

初利入価・別債行争非
期札格第参市及入価
利発競Ⅱ加場び札格
子率行争非者特国発競

十
四

後第
の二期
利子以

十
七
十
六
十
五

償還
償還
元利金
払場所支額限

十
八

入札参
者札参加

十
九

払込
期日

年〇・一パーセント

平成二十九年六月二十日を支払

期とし、次の算式により算出し

た金額を支払う。ただし、支払

期が銀行休業日に当たるとき

は、その翌営業日に支払う(以

下、次号及び第十五号において

規定する期日について同じ。)

額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年六月二十日及び十二月二十

日を支払い、各支払期にお

いて、その日以前六箇月に属す

る利子を支払い。

平成三十八年十二月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十八年十二月二十日